

省エネ型ノンフロン機器普及促進事業

東京都では、フロン排出削減とHTT・脱炭素化を推進するため
「省エネ型ノンフロン機器」の導入に要する費用の一部を助成します。

対象となる機器

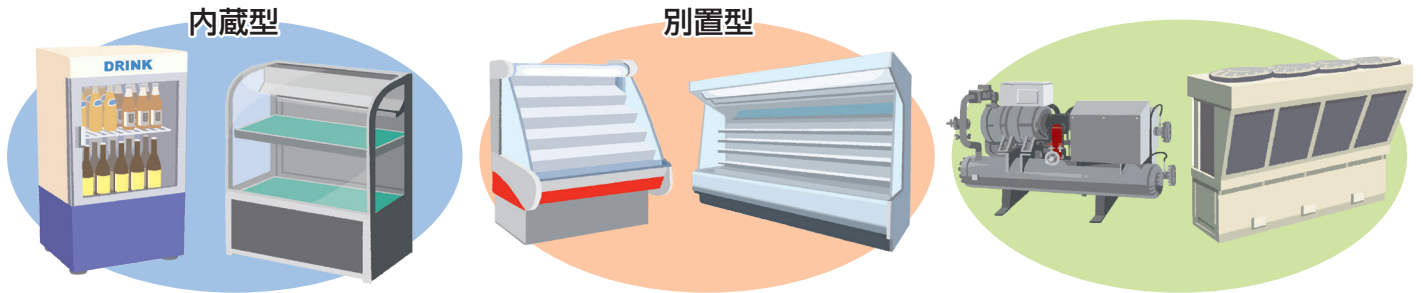
省エネ型ノンフロン機器のうち、次に掲げるもの

- ① 冷凍冷蔵ショーケース(内蔵型・別置型)
- ② 冷凍冷蔵用又は空調用チリングユニット
- ③ 冷凍冷蔵ユニット(車載用、船舶用又は輸送用を除く。)

※②・③は、圧縮機に用いられる原動機の定格出力が7.5kW以上のもの。

冷凍冷蔵ショーケース

冷凍冷蔵用/空調用チリングユニット



※対象となる設備には各種要件がございます。詳細は交付要綱等をご確認ください。

助成率・上限額

助成率：対象経費の1/2

上限額：1,600万円/台

3,000万円/事業者

助成例

内蔵型ショーケースと別置型ショーケースを導入した場合

<p>対象経費</p> <p>内蔵型ショーケース 100万×4台</p> <p>別置型ショーケース 3,200万円×1台</p> <p>計3,600万円</p>	<p>対象経費の 1/2 を助成</p>	<p>助成金 1800万円</p>
	<p>→</p>	<p>自己負担 1800万円</p>

助成対象事業者

都内で事業所を所有・使用している中小企業者又は個人事業主

※冷凍冷蔵倉庫及び食品製造工場を除く。

※事業の詳細は、裏面または当事業HPに掲載している交付要綱等をご確認ください。

助成対象事業者

中小企業者及び個人事業主(リースを行う場合も含む。)

※ 冷凍冷蔵倉庫及び食品製造工場を除く。

助成金の額

助成率：助成対象経費の2分の1

上限額：1,600万円／台、3,000万円／事業者

※ 国等の補助がある場合は、その額を除く。

助成対象経費

助成対象機器の購入費、運搬据付費及び工事費

(内蔵型ショーケースの工事費は対象外)

助成条件

- ・ 都内の事業所に導入されること。
- ・ 新品であること。
- ・ フロンを含む機器を撤去する場合には、法に基づき適切に処理すること。
- ・ 機器の導入後、東京都が行う調査等に協力できること。

事業期間

令和4年度から令和6年度まで(助成金の申請は令和5年度まで)

※ 予算の限度額に達した時点で、受付を終了します。

予算額

約3.6億円

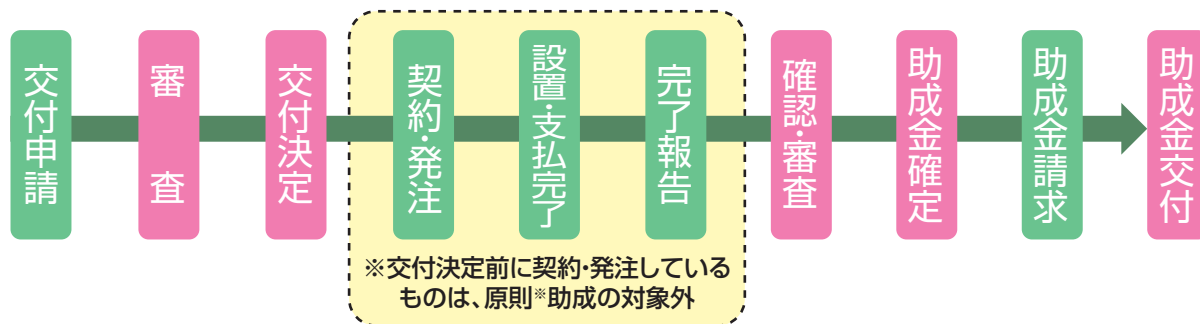
申請方法

申請書類は、Eメールまたは郵送にてご提出ください

※ 郵送の場合は簡易書留等の記録が残る方法で郵送してください。

助成金申請の流れ

■は事業者が実施します。■は公社が実施します。



※令和4年10月7日から令和5年1月31日までに契約・発注した経費で、本事業の要件をすべて満たすものについては遡って助成対象とすることができます。(ただし、令和5年2月28日までの申請に限る。)

事業の詳細や申請方法等は、以下のホームページからご確認ください。

<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/nonfuron>

クールネット ノンフロン



クール・ネット東京

東京都地球温暖化防止活動推進センター

公益財団法人 東京都環境公社 東京都地球温暖化防止活動推進センター

事業支援チーム 省エネ型ノンフロン機器普及促進事業 ヘルプデスク(クール・ネット東京)

〒163-0810 東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル9階

お問い合わせ ☎ :03(5990)5088 【受付時間:平日9:00~12:00 13:00~17:00】

HP: <https://www.tokyo-co2down.jp/> E-mail : cnt-nonfuron@tokyokankyo.jp